

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）

（傍線部分は改正、改正後欄の二重傍線部分は新設、現行欄の二重傍線部分は削る部分）

改正後	現行
<p>別添2 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</p> <p>1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>① [略]</p> <p>② 理事会に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨</p> <p>(i)～(xi) [略]</p> <p><u>(xii) 入札の実施により、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組み（以下「容量市場」という。）に関する事項</u></p> <p><u>(x iii) 将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電用の電気工作物の新増設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用、又は休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者を募集するための仕組み（以下「電源入札等」という。）に関する事項</u></p> <p>(x iv) [略]</p> <p>ニ～ハ [略]</p> <p>(5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期的に審議する旨</p> <p>イ～ニ [略]</p> <p><u>ホ 容量市場の運営状況に関する事項</u></p> <p>ヘ [略]</p> <p>④～⑦ [略]</p> <p>(6) 会費に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①～③ [略]</p> <p><u>④ 推進機関の運営費のうち、容量市場における入札を実施した場合に必要なとなる補てん金については、理事会が決議する額を会費等に加え一般送配電事</u></p>	<p>別添2 電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について</p> <p>1. 定款に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 役員に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>① [略]</p> <p>② 理事会に関する次に掲げる事項</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>ハ 少なくとも次に掲げる事項を理事会の決議事項とする旨</p> <p>(i)～(xi) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(xii) 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」という。）に関する事項</p> <p>(x iii) [略]</p> <p>ニ～ハ [略]</p> <p>(5) 評議員会に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①・② [略]</p> <p>③ 評議員会は、少なくとも次に掲げる事項を定期的に審議する旨</p> <p>イ～ニ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>ホ [略]</p> <p>④～⑦ [略]</p> <p>(6) 会費に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>[新設]</p>

業者又は小売電気事業者たる会員に課す旨

(7)・(8) [略]

2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(1)～(3) [略]

(4) 第28条の40第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑥ [略]

⑦ 長期方針の策定及び改定に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨
イ～ハ [略]

ニ 長期方針は、総合資源エネルギー調査会令(平成12年政令第293号)に基づく審議会等(以下単に「審議会等」という。)における審議及び推進機関の調査分析の結果を踏まえて策定するものであること。

ホ・ヘ [略]

⑧～⑫ [略]

(5) 第28条の40第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 容量市場の運営に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ 推進機関は、将来必要となる供給力を確保する手段として、容量市場を開設し、入札を実施する旨

ロ 推進機関は、容量市場の運營業務に必要なシステムを導入する旨

ハ 推進機関は、容量市場の運營業務に必要なマニュアルを策定し、公表する旨

ニ 推進機関は、参加登録の受付、入札募集要綱の策定、約定処理、入札後の契約締結、落札者の契約履行状況の評価、決済、又は契約に基づく違約金の請求若しくは重大な違反行為を行った電気供給事業者に対する容量市場への参入規制(以下「ペナルティ」という。)その他容量市場の運営に必要な業務を行う旨

ホ 推進機関は、入札で募集する供給力と価格の関係を示した曲線を決定するにあたり、まず国が関連する審議会等へその原案を提出し、意見を求めた上で決定する旨

ヘ 推進機関は、通常の入札条件によって必要な供給力が確保できず、将来における需給がひっ迫するおそれのある場合又は電力の安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合その他推進機関が必要と認めた場合は、特別の条件を設定した入札を実施することができる旨

ト 推進機関は、容量市場の入札の結果を定期的に評価し、有識者を含めた委員会における検討及び審議会等における審議の結果を踏まえ、必要に応じて容量市場の業務の改善等について検討する旨

チ 推進機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、公表する旨

(7)・(8) [略]

2. 業務規程に記載されている内容について、業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることの基準

(1)～(3) [略]

(4) 第28条の40第4号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

①～⑥ [略]

⑦ 長期方針の策定及び改定に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨
イ～ハ [略]

ニ 長期方針は、総合資源エネルギー調査会令(平成12年政令第293号)に基づく審議会等における審議及び推進機関の調査分析の結果を踏まえて策定するものであること。

ホ・ヘ [略]

⑧～⑫ [略]

(5) 第28条の40第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 推進機関は、供給力の確保を最終的に担保するための手段として、推進機関による電源入札等を行う旨

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

リ 推進機関は、容量市場の入札のシミュレーションを行うための必要な分析ツールを具備する旨

ヌ 容量市場に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

② 電源入札等の実施に関する少なくとも次に掲げる事項を定める旨

イ 推進機関は、供給力の確保を最終的に担保するための手段として、推進機関による電源入札等を行う旨

ロ 電源入札等の対象は、発電用の電気工作物の設置、維持及び運用する者とする旨

ハ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨

(i) 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた場合

(a) 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う供給信頼度評価業務、容量市場の入札の結果等を通じて、電源入札等の検討の必要性が認められる場合

(b) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電用の電気工作物や、大規模自然災害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合

(ii) 一般送配電事業者より検討の必要性の提起があった場合

(iii) 経済産業大臣からの検討の要請があった場合

三 推進機関は、電源入札等の必要性、実施要領や落札者の決定等に当たっては、有識者を含めた委員会を設置し検討を行う旨

ホ 推進機関は、定期的に、入札した発電用の電気工作物の設置に係る進捗状況や稼働状況を委員会に報告する旨

ヘ 電源入札等に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

[削る]

[削る]

[削る]

[新設]

[新設]

② 電源入札等の対象は、発電用の電気工作物の設置、維持及び運用する者とする旨

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

③ 推進機関は、次に掲げる場合には、電源入札等の検討を開始しなければならない旨

イ 推進機関が以下の場合であって電源入札等の検討の開始が必要であると認めた場合

(i) 第29条第2項の規定に基づく供給計画の取りまとめ業務や、年次報告の中で行う供給信頼度評価業務等を通じて、電源入札等の検討の必要性が認められる場合

(ii) 10年を超えて長期的・計画的に整備を要する発電用の電気工作物や、大規模自然災害への対応など、政策方針に基づき検討を開始する必要性が認められる場合

ロ 一般送配電事業者より検討の必要性の提起があった場合

ハ 経済産業大臣からの検討の要請があった場合

④ 推進機関は、電源入札等の必要性、実施要領や落札者の決定等に当たっては、有識者を含めた検討会を設置し検討を行う旨

⑤ 推進機関は、定期的に、入札した発電用の電気工作物の設置に係る進捗状況や稼働状況を検討会に報告する旨。

[削る]

(6) 第28条の40第6号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる場合に同号の指導・勧告を行うなど、同号の指導・勧告を行う具体的な要件及び手順が明確に記載されていること。

① [略]

② 第28条の40第5号の容量市場の運営業務を行うにあたり、電気供給事業者が業務規程の容量市場に関する規定に基づき推進機関が行うペナルティに従わない場合

③～⑤ [略]

⑥ ①から⑤までのほか、電気供給事業者が、法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っているとして認められる場合

(7)～(15) [略]

3. [略]

⑥ 電源入札等に関する事項を送配電等業務指針に定める旨

(6) 第28条の40第6号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる場合に同号の指導・勧告を行うなど、同号の指導・勧告を行う具体的な要件及び手順が明確に記載されていること。

① [略]

[新設]

②～④ [略]

⑤ ①から④までのほか、電気供給事業者が、法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っているとして認められる場合

(7)～(15) [略]

3. [略]

備考 表中の[]の記載は注釈である。